

電話方式又は対面方式による  
登記手続案内のご案内

## 登記手続案内は完全予約制です。

あらかじめ電話、窓口及びインターネット（※）で日時のご予約をお願いします。  
誠に申し訳ありませんが、予約されていないお客様は、原則、登記手続案内を受けることができませんので、あらかじめご了承ください。

※インターネットで予約できるのは、ウェブ方式と電話方式の手続案内のみです。

### < 松江地方法務局 登記手続案内予約・お問合せ先一覧 >

| 相談内容  | 登記管轄区域  | 管轄法務局<br>(所在地)                | 電話番号          | 案内時間   |
|-------|---|-------------------------------|---------------|--|
| 不動産   | 松江市<br>安来市  | 本局登記部門<br>(松江市東朝日町<br>192番地3) | (0852)32-4223 | 月曜日から金曜日まで<br>午前 9:00~12:00<br>午後 13:00~16:00  |
|       | 出雲市<br>大田市<br>雲南市<br>飯石郡飯南町<br>仁多郡奥出雲町                  | 出雲支局<br>(出雲市塩冶善行町<br>13番地3)   | (0853)21-0721 | 月曜日から金曜日まで<br>午前 9:00~12:00<br>午後 13:00~16:00  |
|       | 浜田市<br>江津市<br>邑智郡川本町、美郷町、邑南町                            | 浜田支局<br>(浜田市田町116番<br>地1)     | (0855)22-0959 | 月曜日、火曜日、水曜日<br>午前 9:00~12:00<br>午後 13:00~16:00 |
|       | 益田市<br>鹿足郡津和野町、吉賀町                                      | 益田支局<br>(益田市あけぼの東<br>町4番地6)   | (0856)22-0429 | 月曜日、水曜日、金曜日<br>午前 9:00~12:00<br>午後 13:00~16:00 |
|       | 隠岐郡<br>隠岐の島町、西ノ島町、海士町、知<br>夫村                           | 西郷支局<br>(隠岐郡隠岐の島町<br>城北町55番地) | (08512)2-0240 | 火曜日、木曜日<br>午前 9:00~12:00<br>午後 13:00~16:00     |
| 会社・法人 | 島根県全域<br>※支局は、会社・法人の登記申請<br>事務（設立・役員変更等）を取り<br>扱っていません。 | 本局登記部門<br>(松江市東朝日町<br>192番地3) | (0852)32-4223 | 月曜日から金曜日まで<br>午前 9:00~12:00<br>午後 13:00~16:00  |

\* 祝祭日及び年末年始は除きます

登記申請書の様式・作成方法を法務局ホームページでご案内しています。

詳しくは

法務局ホームページ

検索





# 登記手続案内をご利用のみなさまへ

## ご利用は20分以内



1回のご利用は、20分以内です。  
20分を過ぎると、後の利用者の案内に支障が出てしまいますので、そこで終了します。  
遅刻された場合、予約時間の範囲内でのご案内となります。



## 申請資格のない方お断り

申請人御本人（親族・従業員）のご利用に限ります。本人確認していますので、ご協力ください。

法令上、代理申請を行う資格のない方（税理士、行政書士）は、お断りします。

※資格者代理人は書面照会をしてください。

（司法書士・土地家屋調査士・弁護士）

## 完全予約制です



あらかじめ電話、窓口又はインターネット（※）で日時を予約して下さい。

ご利用の対象は、申請人御本人（親族・従業員）です。※インターネットで予約できるのは、ウェブ方式と電話方式のみです。

## 見本をお渡しします



法務局ホームページに掲載している代表的な申請書類の様式を準備しています。

申請書類にどのような内容を記載するか説明します。

## 事前の審査・法的判断はできません

係員が申請前の書類に不備がないか審査することはできません。

登記原因事実・法律行為（契約）が有効か無効かを判断することはできません。

登記申請後の審査の結果、訂正や書類の追加が必要になることもあります。



## ご自身で作成してください

申請書類の書き方を説明しますが、係員が書類に手を加えたり、具体的な事案に沿ったアドバイスは行いません。

現在の登記の内容は、登記事項証明書を取得するなどにより、ご自身で確認してください。



多くの方にご利用いただけるよう努めています。

ご協力の程、よろしくお願いいたします。

松江地方法務局